

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成29年4月7日（平成29年（行情）諮問第134号）

答申日：平成29年11月24日（平成29年度（行情）答申第334号）

事件名：昭和42年のW I P O 設立条約の締結に関し各同盟国が主張した内容に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「1967年パリ条約ストックホルム改正と同時期に世界知的所有権機関（以下「W I P O」という。）設立条約が締結されたが、このW I P O 設立条約の締結に関し日本国を含む各同盟国が主張した内容に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月21日付け20160921特許2により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

W I P O は、世界の知的財産業界において中心的な最重要な国際組織であり、設立以来今日まで知的財産に関する国際会合がW I P O において開催されている。したがって、このW I P O 設立条約の締結に関し日本国を含む各同盟国が主張した内容に関する文書が存在しているはずである。

不開示理由として「上記開示請求に係る文書の存在は確認できなかったため。」旨記載されているが、もともとなかったのか、それとも以前は存在したが廃棄したのか、または公文書館に移管されたのか、もし廃棄された場合は保存期間及び廃棄年月日を、もし公文書館に移管されたのなら移管年月日を明確にしていきたい。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書は存在しないため、平成28年10月21日付けで不開示とする原処分を行った。

#### 2 審査請求人の主張についての検討

本件請求文書が特許庁で作成・取得されたと仮定すると、W I P O 設立条約締結に至る過程での議事資料等が該当すると想定され、その作成・取得時期としては、W I P O 設立条約の締結された1967年（昭和42年）以前と考えられる。

その当時の特許庁の文書管理内規では、「条約，国際協定および国際会議に関する文書で重要なもの」の保存期間は20年，「条約，国際協定および国際会議に関する文書」の保存期間は5年であり，本件請求の対象となり得る行政文書は，遅くとも1987年（昭和62年）度末までには廃棄または移管されていたことになる。また，当該文書が上記の時期以降に作成・取得されていた可能性も踏まえ，念のため担当部署の書庫・書架を搜索したものの，その存在は確認できなかった。

### 3 結論

以上のことから，原処分は妥当なものであって，審査請求人の主張は，原処分の正当性を覆すものではない。

したがって，本件審査請求については棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年4月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月30日 審議
- ④ 同年11月21日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，W I P O 設立条約の締結に関し日本国を含む各同盟国が主張した内容に関する文書である。

諮問庁は，本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 1967年パリ条約ストックホルム改正とは，条約の正式名称が「1900年12月14日にブラッセルで，1911年6月2日にワシントンで，1925年11月6日にヘーグで，1934年6月2日にロンドンで，1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され，並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパ

リ条約」であり、1967年にスウェーデンのストックホルムで開催された会議（以下「ストックホルム改正会議」という。）での改正を指すものと解した。

イ W I P O 設立条約は、ストックホルム改正会議において採択された条約であり、1970年に発効したことによりW I P O が設立された。

ウ W I P O は、知的財産権保護の国際的推進活動を行うとともに、知的財産権に関する条約、国際登録業務の管理・運営を行っている国際連合の専門機関である。

エ 特許庁では、平成13年4月1日の法施行を踏まえ、同年1月6日に特許庁行政文書管理規程が制定され、平成12年度以前に作成又は取得した行政文書がつづられている行政文書ファイルについても、平成13年4月2日に作成した平成13年度の行政文書ファイル管理簿に登録している。

オ 本件開示請求を受け、特許庁の関係部署において書架・書庫等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できず、平成13年度の行政文書ファイル管理簿の確認を行ったが、本件対象文書がつづられていた可能性のある行政文書ファイルは登録されておらず、本件対象文書の存在は確認できなかった。

カ 本件対象文書の作成及び取得の有無は不明であるが、作成又は取得されていたとしても、その作成又は取得時期は1967年以前と考えられ、文書の保存期間について、当時の特許庁文書取扱規程及び通商産業省本省文書保存細則を確認したところ、同細則別表第2類4号において「条約、国際協定および国際会議に関する文書で重要なもの」は20年、同表第4類1号において「条約、国際協定および国際会議に関する文書」は5年と規定されており、本件対象文書は、平成13年度の行政文書ファイル管理簿が作成された時点以前に、保存期間満了により廃棄されたと考えられる。

(2) 諮問庁から平成13年度の行政文書ファイル管理簿並びに当時の特許庁文書取扱規程及び通商産業省本省文書保存細則の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)エ及びカの説明のとおりであると認められ、また、上記(1)オの探索の方法及び範囲についても特段の問題はないので、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)エないしカの説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有している  
とは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久